

10月1日から下水道使用料等を改定

問い合わせ 下水道総務課 239-1031 **239-1037**

下水道事業の現状と使用料改定の経緯

津市の下水道事業は、平成18年1月1日の市 町村合併時に決定した低額な使用料体系で運営を



してきました。これまで、経費節減など可能な限 り経営改善を行ってきましたが、現在の使用料収 入では汚水処理に必要な経費を賄うことができ ず、一般会計からの繰入金(税金)に頼る事業運営 を行っています。

こうした状況を少しでも改善するため、下水道 使用料を改定することになりましたので、ご理解 とご協力をお願いします。

また、市営浄化槽使用料および共同汚水処理施 設使用料も、下水道使用料と同じ使用料体系のた め、同様の改定を行います。

改定後の下水道使用料

- ●基本使用料・従量使用料ともに約27%の引き上げ(税抜き)となります。
- 令和元年10月1日の使用分から改定します。
- ●10月1日をまたぐ期間の使用料は、改定前・改定後で日割り計算を行って算出します。

下水道・市営浄化槽・共同汚水処理施設使用料単価表(1カ月・税込み)

汚水の種類	水量区分	改定前(消費税8%)		改定後(消費税10%)	
		基本使用料 (円)	従量使用料 (円/1㎡)	基本使用料 (円)	従量使用料 (円/1 ㎡)
一般汚水	1 ∼10㎡	648	5.40	836	6.60
	11∼30㎡		124.20		161.70
	31∼50㎡		156.60		203.50
	51~100m³		189.00		245.30
	101~500m³		232.20		301.40
	501~1,250m³		270.00		349.80
	1,251 m ² ∼		286.20		370.70
公衆浴場汚水	1 m³∼	_	12.96	_	13.20

使用料の比較例(1カ月・税込み)

使用水量	改定前 (円)	改定後 (円)	負担増額 (円)				
10m³	702	902	200				
20 m³	1,944	2,519	575				
30 m³	3,186	4,136	950				
40 m³	4,752	6,171	1,419				
50 m³	6,318	8,206	1,888				
100m³	15,768	20,471	4,703				

般家庭の使用水量の目安

- 使用水量が20mの場合の計算例 🌶

10㎡×6.60円(1~10㎡の従量使用料)+ 10㎡×161.70円(11~30㎡の従量使用料)+ 836円(基本使用料)=2,519円

水道料金・下水道使用料などの消費税等相当額分を改定

10月1日からの消費税および地方消費税の引 き上げに伴い、水道料金、下水道使用料、市営浄 化槽使用料、共同污水処理施設使用料、農業集落 排水処理施設使用料について、消費税等相当額分

(2%)の改定を行います。詳しくは、水道料金に ついては水道局営業課(₹237-5805、 237-5819)、その他の各使用料については下水道総務 課までお問い合わせください。